

高山市 民泊ガイド

高山市にお住まいのみなさまへ



目次

1. はじめに	1
2. 高山市の方針～住んでよし、訪れてよしの国際観光都市 飛騨高山を目指して～	1
3. 民泊とは	2
4. 適正な施設運営	3
5. ごみ処理について	3
6. 相談窓口	4

1.はじめに

住宅宿泊事業法の施行により、届出をすることで民泊の営業ができるようになりました。また、旅館業法による簡易宿所の許可基準が緩和されたことで、従来よりも容易に簡易宿所営業の許可を取得することができるようになっています。

このような制度の変化に伴い、旅行者を受け入れる宿泊施設が多様化し、市民と旅行者の交流機会が生まれた一方で、騒音やゴミ問題などの課題も生じています。

これからは、居住する方と旅行で訪れる方が互いに心地よく過ごせるよう、双方が配慮していくことが必要です。

なお、本紙は一般的な簡易宿所営業・住宅宿泊事業について記載しており、関係法令については所管する部署にご確認ください。

2.高山市の方針 ～住んでよし、訪れてよしの国際観光都市 飛騨高山を目指して～

高山市が多くの旅行者を迎える国際観光都市へ発展してきた背景には、市民・事業者の皆様が地域の伝統文化や自然を守り、あたたかい「おもてなしの心」で旅行者を迎えてきた歴史があります。

また、高山市では、先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市 飛騨高山」の実現を目指すことを基本方針としています。

民泊などの事業者の皆様には、このような背景や、市の基本方針をご理解いただき、これまで地域で守り育ててきた飛騨高山ブランドの維持向上や、市民生活との調和などに配慮のうえ、適切に運営いただくよう、次のような呼びかけを高山市民泊ガイドを通じて行っています。

〇住んでよし、訪れてよしの実現のために

高山市では、「with Respect」を合言葉に、来訪者へ高山市の伝統文化や町並、自然、住民生活などに対して敬意をもって過ごしていただくよう、呼びかけています。

with Respect 「敬意をもって」

Care for Locals, Environment, and Tradition 「地元の人（の生活）、環境、伝統を大切に」

Walk Mindfully 「周りに配慮して、譲り合って歩く」

Carry Your Trash 「ごみを持ち帰ることでまちをきれいに保つことに協力する」

Stay Quiet 「日が暮れたら、近所のためにも静かに過ごす」

○地域活動への参画（地域との関わり・地域との連携）

安心・安全な住みよいまちづくりのため、民泊を営む事業者へ周辺地域への事前説明や地域活動への参画、関連団体への加入を呼びかけています。

地域の皆様及び町内会におかれましても、お互いに信頼関係を築き、地域の方々も旅行者も安心して過ごせる環境づくりをお願いします。

○緊急連絡先等、施設標示のお願い

高山市では、危機管理上の観点から、公衆用道路から見える場所へ緊急連絡先等を記載した標識を掲示いただくよう、民泊を営む事業者へお願いしています。「高山市特殊旅館建築等の規制に関する条例」に基づく申請があった際、掲示をお願いしているものです。外部への施設表示は、宿泊者が迷わず到着するための「看板」となるだけでなく、緊急時に外部の方がすぐに連絡できる窓口としての機能も持っています。旅行者と地域住民双方の安心・安全のため、引き続き掲示への協力を呼びかけていきます。

3.民泊とは

民泊とは、家屋の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供することを指します。ただし、民泊についての法律上の明確な定義はありません。

民泊には種類があり、主に旅館業法に基づく「簡易宿所営業」と住宅宿泊事業法に基づく「住宅宿泊事業」が挙げられます。簡易宿所営業は旅館業の1つで、近年増加している民泊形態です。新たに購入した空き家などの建物を提供して行う営業はこちらに該当します。一方で住宅宿泊事業とは、平成30年から開始された使用歴のある住宅を利用して行う宿泊業です。簡易宿所営業では立地が禁止されている場所でも、住宅宿泊事業では営業ができる場合があります。ただし、営業日数の制限や、管理責任者として周辺地域の迷惑とならないよう、様々な対応が求められています。

	簡易宿所営業	住宅宿泊事業
根拠法	旅館業法	住宅宿泊事業法
建物用途	民宿、ペンション、ロッジ、山小屋、ゲストハウスなど	住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舍（現に人の生活の本拠として使用されている家屋など）
宿泊日数制限	無制限	原則、年間180日まで
申請	許可制	届出制

4.適正な施設運営

住宅宿泊事業

住宅宿泊事業では、適正な施設運営のため、住宅宿泊事業法にて定められた標識の掲示義務が明記され、苦情対応が施設管理者に求められています。また、遠隔での対応において適切に解決されない場合には、所定の時間以内に駆けつけることが義務付けられています。「民泊のようだが標識が掲示されていない」、「宿泊者とのトラブルがあったが管理者が対応しない」など、適正な運営がなされていない施設があった場合は、4 ページ「6.相談窓口 飛騨保健所 生活衛生課」へ情報提供をお願いします。

なお、住宅宿泊事業法の届出を受けた民泊であれば岐阜県ポータルサイトに届出番号と所在地が掲載されています。4 ページ「住宅宿泊事業（民泊）の場合」の URL 及び二次元コードからご覧いただけます。

簡易宿所営業

簡易宿所営業では、法令規則などによる連絡先を含む標識の掲示義務や、近隣住民からの苦情対応の義務が定められていません。そのため、岐阜県では、玄関帳場（フロント）等を設置しない施設について、管理者が同一建物内に常駐しない場合、建物外部へ連絡先の掲示を求めています。

上記のような適正な運営がなされていない施設を発見した場合は、4 ページ「6.相談窓口 不適切な民泊について」をご参照ください。

簡易宿所営業・住宅宿泊事業の外部への対応について

	簡易宿所営業	住宅宿泊事業
標識の掲示	任意	義務（指定様式の標識掲示）
管理者の連絡先掲示	任意	義務
宿泊者の迷惑行為等、緊急時の対応	法令上の定めは無し	義務（原則 30 分以内）

5.ごみ処理について

民泊で出たごみは、事業所ごみの扱いとなります。民泊事業者は、回収業者へ依頼または自身でリサイクルセンターに持ち込む必要があります。例外として、1 日に発生するごみの量が 10kg 以下（目安：市のごみ袋 1 袋）の場合は、町内会へ相談の上、地域のごみステーションに捨てることができます。ただし、全てのごみ袋に有料のごみ処理券（ピンク色のシール）を貼る必要があります。市から配布される家庭用無料ごみ処理券は使用できません。

6.相談窓口

お問い合わせ内容ごとに相談窓口を紹介します。

民泊宿泊者にお困りの場合

「宿泊者の騒音に困っている」、「宿泊者が勝手に敷地に侵入した」、「宿泊者がごみを敷地に捨てる」など

飛騨保健所 生活衛生課

TEL : 0577-33-1111 (内線 321)
月～金(祝日を除く) 8:30～17:15

岐阜県 健康福祉部 生活衛生課

TEL : 058-272-8281 (直通)
月～金(祝日を除く) 8:30～17:15

※民泊施設管理者の緊急連絡先(建物外部に表示がある)がある場合で、緊急時即時対応が必要となる際は、管理者へお問い合わせください。

不適切な民泊について

「無許可・無届営業の可能性がある」、「住宅宿泊事業に基づく民泊の登録があるが、建物外に標識の掲示がない」など

飛騨保健所 生活衛生課

TEL : 0577-33-1111 (内線 321)
月～金(祝日を除く) 8:30～17:15

住宅宿泊事業の標識例

住宅宿泊事業(民泊) Private Lodging Business	
	
【 届 出 済 】 CERTIFIED	
届出番号 Number	部 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊事業法の 緊急連絡先 Contact number of the Registered Private Lodging Operator	

※旅館業の許可を受けていない・住宅宿泊事業の届出がない
可能性がある施設の情報提供をお願いします。

住宅宿泊事業(民泊)の場合

岐阜県民泊ポータルサイト「住宅宿泊事業者の届出番号及び届出住宅の所在地の公表」より住宅宿泊事業法の届出をした民泊の一覧を確認することができます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/17639.html>



住宅宿泊事業の民泊を営む際は、施設の外部に指定の「標識」を掲示する義務があります。もし、標識の掲示がない一般的な民家で、不特定多数の旅行者が頻繁に出入りしている場合は、無届の「ヤミ民泊」の可能性があります。

岐阜県では、こうした無届民泊の情報提供を呼びかけています。お気づきの点がありましたら、ぜひ情報提供へのご協力をお願いいたします。

その他窓口

岐阜県では、民泊専用の相談フォームを設けています。

以下の URL または二次元コードからアクセスいただけます。

岐阜県民泊相談フォーム

<https://www.pref.gifu.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=13&check>



観光協会

■(一社)飛騨・高山観光コンベンション協会

電話番号: 0577-36-1011

☆ホームページは二次元バーコードから



■飛騨乗鞍観光協会

電話番号: 0577-78-2345



■(一社)ひだ清見観光協会

電話番号: 0577-68-2338



■荘川観光協会

電話番号: 05769-2-2272



■飛騨一之宮観光協会

電話番号: 0577-53-2149



■ひだ桃源郷くぐの観光協会

電話番号: 0577-52-2270



■飛騨あさひ観光協会

電話番号: 0577-55-3777



■飛騨高根観光協会

電話番号: 0577-59-3131



■こくふ観光協会

電話番号: 070-4389-2304



■(一社)奥飛騨温泉郷観光協会

電話番号: 0578-89-2614



各種関係団体

■高山市商店街振興組合連合会

電話番号: 0577-32-2550



■高山商工会議所

電話番号: 0577-32-0380



■高山北商工会

(丹生川、国府、上宝・奥飛騨温泉郷)

電話番号: 0577-72-4130



■高山西商工会 (一之宮、清見、荘川)

電話番号: 0577-53-3112



■高山南商工会 (久々野、朝日、高根)

電話番号: 0577-52-3460



旅館業組合

■飛騨高山旅館ホテル協同組合

電話番号: 0577-57-9800



■飛騨高山民宿協同組合

電話番号: 0577-33-8501



■飛騨高山民泊・簡宿組合



高山市民泊ガイド

高山市飛騨高山プロモーション戦略部
観光課

高山市花岡町2丁目18番地

電話番号 0577-35-3145 (直通)

FAX 番号 0577-35-3167

E-mail : kankou@city.takayama.lg.jp